

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 01 分

閉会時間 午後 0 時 21 分

日時 平成 29 年 11 月 15 日(水)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員 長 河西 敏郎
副委員長 卯月 政人
委員 前島 茂松 中村 正則 桜本 広樹 遠藤 浩
猪股 尚彦 宮本 秀憲 望月 利樹 上田 仁
土橋 亨 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 鈴木 幹夫 山田 一功

説明のため出席した者

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部理事 水上 文明
県土整備部次長 中澤 和樹 県土整備部技監 丹澤 彦一
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 山下 雄康
県土整備総務課長 小澤 浩 景観づくり推進室長 山本 修
建設業対策室長 小倉 良二 用地課長 大野 健
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 雨宮 一彦
治水課長 鶴田 仁 砂防課長 武藤 敏正 都市計画課長 丸山 裕司
下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻
住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

人事委員会事務局長 古屋 金正 人事委員会事務局次長 石原 洋人

労働委員会事務局長 清水 正 労働委員会事務局次長 鈴木 昌樹

公営企業管理者 赤池 隆広 企業局長 宮澤 雅史
企業局次長 秋元 達也 企業局技監 日向 一郎
企業局総務課長 櫻井 順一 企業局電気課長 浅川 晴俊

総合政策部長 市川 満 総合政策部次長 三井 孝夫
総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕
総合政策部技監 藤森 克也
政策企画課長 塩野 開 国際総合戦略室長 落合 直樹
リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 平塚 幸美
地域創生・人口対策課長 広瀬 ひとみ

エネルギー局長 宮澤 雅史 エネルギー政策推進監 秋元 達也
エネルギー政策課長 杉田 真一

出納局次長(会計課長事務取扱) 中野 修

議題 認第 1 号 平成 28 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
 認第 2 号 平成 28 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査の順序は審査日程表に従い、県土整備部、人事委員会事務局及び労働委員会事務局関係、企業局関係、総合政策部及びエネルギー局関係の順に行うこととし、総括審査は、決算状況の質疑とともに意見がある場合は併せて発言をすること、意見書を提出した委員には、意見書記載の意見を含め発言すること、審査の進行上、発言は一問一答形式にて、所管部局名、収支の別、事業名等を明確にした上で質疑・意見を行うことが了承された。

次に、認第 1 号議案について、午前 10 時 01 分から午前 10 時 34 分まで県土整備部、人事委員会事務局及び労働委員会事務局関係、午前 11 時 14 分から午後 0 時 21 分まで総合政策部及びエネルギー局関係、認第 2 号議案について、午前 10 時 50 分から午前 11 時 09 分まで企業局関係の総括審査を行った。

質 疑 県土整備部・人事委員会事務局・労働委員会事務局関係

(過年度分未登記筆数について)

宮本委員 初めに、こちらの歳入歳出決算審査意見書の 11 ページの 3 の財産についてというところの、 の未登記筆の箇所について伺います。この の 5 行目からの、取得用地の登記については過年度未登記処理方針を策定し、未登記の解消に努めており、ここ数年で着実に減少している、というところではありますが、依然として多くの未登記筆が残されています。県有財産の適正管理の観点から未登記の解消に向け、なお一層の御努力をしていただきたいと思いますと考えております。これについて伺います。

この過年度分未登記筆、2,574 筆とございますが、このうち県土整備部の分は何筆あるのかまず伺います。

大野用地課長 県土整備部分は 2,022 筆となっております。

宮本委員 未登記が発生した原因は何でしょうか。

大野用地課長 過年度未登記筆数のうち約 8 割が、取得から 20 年以上を経過しています。これらは過去におきまして、災害復旧等、緊急性の高い工事を行う必要があったことから、やむを得ず所有権移転登記に先立って土地代金を支払い、後処理となった登記事務におきまして相続関係人の承諾を得ることができなかったり、また、公図と現況が違うことなどから境界が確定されず、分筆登記に至らないことなどが主な原因でございます。

宮本委員 わかりました。そうはいつでも依然として未登記筆がかなり残されているということで、今後、この未登記の解消に向けて、具体的にどのような取り組みをされていくのか伺いたいと思います。

大野用地課長 未登記筆の解消につきましては、平成 22 年度に過年度未登記処理方針を定めて、翌年度からの 3 年間で未登記の内容を精査し、時間等をかけても登記できると判断した筆につきましては登記可能に分類し、土地の所在や境界の特定が困難な筆につきましては登記保留に分類し、また、取得から 20 年以上が経過し、紛争のおそれのないものや登記名義人が不明な筆につきましては、登記対象外と分類をいたしました。

平成 26 年度に 5 力年計画によります過年度未登記処理計画を策定し、登記可能と分類いたしました筆につきまして登記名義人に対する登記協力依頼を実施し、過年度未登記筆の減少に努めているところであります。平成 28 年度までの 3 年間で約 400 筆を解消したところでございます。

宮本委員 先ほど申し上げました県有財産の適正管理という観点から、未登記の解消に、より一層御尽力をお願いしたいと思います。

(県営住宅使用料の収入未済額について)

次の質問に移ります。県営住宅使用料の収入未済額についてということで、決算説明資料の県土 2 ページにあります収入未済額についてお伺いしたいのですが、ここはここ数年と比べてどうなっているのかということをもっと伺いたいと思います。

久保寺住宅対策室長 過去 5 年間の県営住宅の収入未済額でございますが、毎年減少している状況でございます。具体的な過去 5 年間の推移でございますが、平成 24 年度が 4 億 500 万円余ありましたが、平成 25 年度から 4 期連続で減少をしてきておりまして、平成 28 年度の収入未済額は 5 年前に比べて 4,200 万円余減少している状況でございます。

また、収納率につきましても、収入未済額の縮減に伴い毎年向上してきておりまして、平成 24 年度が 81% 台でございましたが、平成 28 年度は 82.56% と、過去 5 年間で最も高い収納率となっている状況でございます。

宮本委員 どちらも改善しているということですので素晴らしいことだと思うのですが、そうはいってもより一層の対策強化が必要だと思うのですが、近年、特に強化している取り組みは何かということと、平成 28 年度に強化した取り組みがあるようでしたらあわせてお伺いしたいと思います。

久保寺住宅対策室長 まず、近年の家賃滞納対策の取り組みにつきましては、滞納が発生した場合、早期に回収することが重要なことから、取り組みの強化を図っております。具体的には滞納家賃の支払いと住宅の明け渡しを求める訴訟でございますが、平成 24 年度までは 12 カ月以上の滞納者のうち、納入指導に応じないなど悪質なものを対象としてまいりましたけれども、平成 26 年度からは 6 カ月以上の悪質な滞納者を訴訟対象者とするよう強化しているところでございまして、あわせて滞納者からの未収金の回収に向けまして、専任職員 3 名を配置し、回収体制の強化を図っているところでございます。

また、退去した滞納者からの未収金の回収対策といたしまして、県外に転出した者や居所不明者など、特に回収に苦慮している債権につきましては、平成 25 年度から、弁護士法人への回収業務委託を導入し、取り組んでおります。

次に、平成 28 年度に強化した取り組みといたしましては、24 時間収納が可能なコンビニ収納を新たに導入したところでございまして、その利用促進と収納強化に取り組むとともに、連帯保証人への早期督促につきましても強化を行

ったところでございます。

(公共事業等評価の実施について)

望月委員

公共事業等評価の実施について、主要施策成果説明書 138 ページについて何点か伺いたいと思っております。公共事業といいましても、近年、さまざまな気候変動またはゲリラ豪雨等々、想定外の災害が多数発生するような状況になっております。この秋にも台風 22 号、サオラーという台風だったらしいのですが、身延町内の県道が寸断されて、そしてなかなか復旧できないということで、災害の備えを強化しなければならないという思いを強くしているところでございますが、一方で御承知のとおり、県の財政が非常に厳しい状況になっております。ですから、前々から言われていますが、優先順位をつける。あれもこれもではなくて、あれかこれかというところで、この業務が非常に重要な役割を示していくのではないかと考えております。

この公共事業等評価の実施に当たり、公共事業評価委員会において事業の妥当性の評価や事後の検証等を実施していると承知しておりますが、さまざまな事業を評価するには、事業に対する専門的な知識が必要だと思います。それと、一般県民目線の感覚、意見というのも必要ですし、スキルというか、多角的な観点からの審議が必要になると考えていますが、まず、この公共事業評価委員会はそのような方々が委員となっているのかお聞かせください。

小澤県土整備総務課長 公共事業評価委員会につきましては、防災をはじめ農業土木、治山、道路、河川、砂防等の各分野の専門家であります大学教授など 6 名の専門委員の方に加えまして、4 名の一般の委員の合計 10 名の委員で構成をいたしております。これらの委員につきましては、多様な意見を反映できますよう、専門性に加えまして、年齢構成や男女比なども考慮しながら選任をしているところでございます。

望月委員

138 ページを読みますと、この公共事業評価委員会では、予算計上前、事業着手後、事業完了後の各段階で事業実施の是非や改善措置などについて審議をしていると書いてあります。昨年度は事業評価 1 事業、再評価 10 事業、事後評価 17 事業ということで、合計 28 事業を評価されていると承知しておりますが、それぞれの評価について具体的にどのような審議、また結果となったのかお聞かせください。

小澤県土整備総務課長 事業実施の妥当性ですとか事業開始の優先度、これを判断いたします事前評価の 1 事業につきましては、実施妥当という御評価をいただいたところでございます。また、事業の遅延に伴います損害の防止など、経済効率性の観点から事業継続の是非を判断する再事業 10 事業につきましては、計画の見直しや工期の変更を行った上で継続することが妥当であるという御評価をいただきました。さらに、事業の成果や環境への影響を検証する事後評価 17 事業につきましては、事業の目的が達成されたとの御評価をいただいたところでございます。

望月委員

昨年は公共事業評価委員会を 5 回、小委員会を 2 回開催しているということでございます。この小委員会では、事業の評価方法などについて審議するということがありますが、審議結果を本年度の評価委員会の審議にどのように反映させていったのかということをお聞かせください。

小澤県土整備総務課長 小委員会につきましては、成果指標の見直しや公共事業を効果的かつ効率的に推進するために必要な事項を検討するため、委員長が招集できるというこ

ととなっております。昨年度の小委員会では、再評価及び事後評価の審議対象の見直しについて検討が行われました。具体的に申し上げますと、事業開始から 10 年経過した全事業を一律に対象としている再評価事業に関しまして、事業費の変更や事業の進捗状況に応じて再評価の対象とすることとすとか、事業成果を今後の同種事業に反映させることを主眼とする事後評価に関しまして、審議対象を代表的なものに絞るということについて御検討をいただきました。これらの検討結果を踏まえまして、公共事業の評価に関する実施要領の改訂を行いまして、審議対象の見直しを行い、より効果的かつ効率的な委員会審議が本年度行われたところでございます。

望月委員 この委員会の審議は非常に県民も着目する部分だと思っております。公共事業の客観性、または透明性といったことも踏まえて、積極的に県民に公開していくべき内容だと感じておりますが、審議の内容や委員会での意見、最終的な評価の結果等々、どのように広く県民に公表していつているのかお聞かせください。

小澤県土整備総務課長 評価委員会の審議につきましては、報道機関をはじめ傍聴を希望する県民の方々にも公開をいたしております。また、会議の開催結果につきましては、県ホームページで会議録などを作成後、速やかに公表しております。さらに、最終的な評価結果につきましては、意見書として取りまとめて知事への提出がされた後に県ホームページに掲載をし、周知を図っております。

(土木費の増加について)

小越委員 審査意見書の 23 ページからお話を聞きたいと思っております。昨年度、公共事業が増加しております。審査意見書 23 ページによりますと、土木費が 24 億円増加しております。対前年比で 3.6% 伸びておりまして、ほかの項目に比べて 3.6% の伸びというのは大きいのですけれども、土木費が大きく伸びたのはどういったことが原因でしょうか。

小澤県土整備総務課長 公共事業が増加した主な原因といたしましては、主に次の 2 点が挙げられます。まず 1 点目でございますが、平成 27 年度の 2 月補正予算におきまして、国の防災・減災対策補正予算に呼応いたしまして、68 億 2,991 万円余の増額補正をいたしました。このうち 46 億 2,906 万円余が平成 28 年度に繰越執行されたということが 1 点でございます。また、2 点目といたしまして、平成 28 年度の 11 月補正予算におきまして国の経済対策補正予算に呼応いたしまして、76 億 2,411 万円余の増額補正をいたしまして、このうち 38 億 7,625 万円余を年度内に執行いたしました。これらによりまして県土整備部関係の公共事業費等が増加したものでございます。

小越委員 27 年度の補正で防災・減災対策で 68 億円増額補正して、そのうち 46 億円を 28 年度に繰り越した。28 年 11 月の国の経済対策補正予算というのは、経済対策ということで国からの指示でやったということによろしいんでしょうか。

小澤県土整備総務課長 国で編成した経済対策の内容等を踏まえ、補正予算を編成いたしました。

小越委員 国から言われたので、それはそのままやったのですけれども、例えばこの審査意見書の 24 ページのところですね。国直轄の事業費負担金が 17.4% とふえております。土木費の伸びはこの国直轄事業がふえたからなんですか。それとも、県単公共がふえたからでしょうか。46 億円と 38 億円の中で、県単公共

はどのくらいふえているのでしょうか。

小澤県土整備総務課長 まず国直轄事業のほうでございますが、国直轄事業につきましては 9 2 億 9,338 万円余ということでございまして、平成 27 年度決算と比較しまして 1 3 億 5,145 万円余、約 17% 伸びております。県単公共につきましては、今、詳細な数字が手元にありませんが、増加はいたしておりません。

小越委員 国の直轄がふえて、国補などの有利なところはふえているけれども、県単公共は減っているんですね。全体の土木事業はふえていても、県単公共は減っている。でも国補の部分はふえている。土木費の国庫支出金は昨年度 17 億 9,800 万円ふえております。県単公共は減っていたとしても、この裏負担ということで、土木費国庫支出金がふえる、国直轄がふえるとなりますと、国の直轄や国の国補の事業がふえたということで、県単公共じゃありませんよ、それを除いたところの県の負担はやはりふえたということによろしいのでしょうか。その金額はどのくらいなんのでしょうか。

小澤県土整備総務課長 公共事業の執行にあたっては、限られた財源の中で県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的、効率的に実現するため、国庫補助事業や有利な起債制度を積極的に活用することが重要でございます。こうしたことから平成 27 年度 2 月及び昨年度 11 月の緊急経済対策等の予算を積極的に取り入れています。具体的には、国庫補助事業等を積極的に取り入れますとともに、全体事業費から国庫補助金を除いた地方負担の全額に充当でき、50% が地方交付税措置される補正予算債を活用するなど、県財政の負担を極力抑えておりまして、こうしたことが県負担の減少、軽減につながっているものと考えております。

具体的にどのくらいの金額というのは今、手元にございませんので、後ほどお示しいたしたいと思っております。

小越委員 県の負担部分がふえたのではないかと審査意見書に書かせていただいておりますので、その金額はぜひ示していただきたい。そのために通告しておりますので、お願いしたいと思っております。

経済対策として公共事業をしたと。国からそう言われたので、それと同じでやったのですけれども、有利な起債になるから、50% 交付税措置されるから、と言っておりますけれども、この間の交付税を見ますと減ってきておりますよね。本当にこれが交付税として来ているかどうかわかりません。色がついておりませんから。これによりますと、土木費の 27 年度の割合は 14.4% です。だけど、歳出に占める土木費の割合は 27 年度、山梨県は全国 1 位でした。28 年度さらに伸びて土木費は 15.3% です。こうなりますと、土木費の割合は全国 1 位がまた続くのではないかと思います。国からの有利な起債や補助があるとしても、全額を国が負担するものではありませんし、50% は県の負担ですよね。それも税金なわけですよ。県単公共事業は減らして、皆さんから要望の強い河川のしゅんせつとか、そういうところはしなくて、大きな国補があるから、国の補助金があるから、経済対策だからといって、地元経済に効果があるかどうか疑問です。借金づくりをやることになりますので、私はこれについては、公共事業ありきで国の補助金がたくさん来るからやる、ということになりますと後年度の負担がふえることになり、県単公共が、身近な公共事業が後回しになるということをよく考えてから、これからやっていただきたいと思います。

(入札について)

もう一つ、入札についてお伺いいたします。土木費の比率が高い、土木費が多くなっていることと、落札率、入札が高いことが関係しているのではないかと私は思っています。予算に対して、100%の額で落札すれば、予算とほぼ同じ金額が執行されるわけですが、入札をして落札が80%とか70%になりますと、予算に対して執行される金額が少なくなるわけです。でも、土木費は高どまりになっております。平成28年度の県の資料によりますと、平成28年度土木一式の平均落札率は96.03%です。そのうち中北管内が97.03%、峡東95.13%、峡南95.30%、富士東部96.12%、平均96.03%と、非常に高くなっております。平成22年度は94.42%です。落札率が平成22年度に比べて上がってきているのはなぜなのでしょう。

小澤県土整備総務課長 公共工事につきましては、かつての価格競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図るため、予定価格の適正な設定やダンピング受注の防止に取り組んでおります。具体的に申しますと、予定価格については、適正な利潤が確保できるよう、労務や資材等の取引価格や施工実態等を的確に反映した積算を行い、また、ダンピング受注の防止につきましては、例えば低価格入札の調査対象となる直接工事費の算入率を95%から97%に上げるなど、入札制度の見直しを行っております。こういったことによりまして若干落札率のほうの上昇しているものと考えます。

小越委員 ダンピング防止だというお話がありましたが、それは当然必要だと思っているんですけど、もう一方で平均応札業者、参加する業者ですね、実際に札を入れる業者について見ますと、平成28年度は平均1.90です。平成22年度は3.25です。どうして参加する業者が少なくなっているのでしょうか。中北でいきますと1.65です。2もないんですよ、業者が。これはどうしてでしょうか。

小澤県土整備総務課長 入札につきましては、応札業者が20社から30社となるように参加資格の設定をしております、競争性を確保しております。具体的に業者のほうで、先ほども申しましたが、価格と品質で総合的に優れた調達にすることということで、工事の公告内容等をよく吟味して、慎重に応札しているということ等が考えられます。

小越委員 業者の方は手を挙げたくても参加できないような状況がある。建設業者の方々もだんだんと疲弊化している、参加できないという状況があるんだと思うんですよ。例えば金額にしてみますと、公示価格、土木一式ですけども、1,000万から3,000万円のところが、入札は95.53%。1億以上になりますと96.13%です。高い金額のほうで落札率が高いんですよ。応札業者で見ても、1,000万から3,000万円のところは2.21%です。1億円以上は1.60%です。金額が高くなればなるほど落札率が高くなり、入札参加者が少なくなるという傾向についてどうお考えですか。

小澤県土整備総務課長 確かに予定価格と入札参加の人数等については若干関係性等がございますけれども、県といたしましてはできるだけ多くの方々に入札に参加していただきますよう、技術者の配置基準の緩和や、入札制度の見直しを随時行っておりますし、工事の発注見込みなどにつきましても、適時適切に公表するなど、応札者をふやすような取り組みをいたしております。

小越委員

私はやはり、落札率が高どまりになっていることと、手を挙げる業者が少ないというところに、建設業者、土木建設をめぐるこれからの大きな不安があると思います。

県からいただきました工事入札契約報告書を見ますと、平成 29 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 5,000 万円以上のもの、ここに載っていますけれども、一般競争入札 62 社のうち一社入札が 42 あります。土木一式でいくと 51 の契約案件のうち、これは 5,000 万円以上ですけれども、51 の土木一式のうち、37 社が一社入札です。51 のうち 8 社が全て一社入札。それが 99% 以上の落札率です。51 のうち 99% 以上の落札率が 8 ある。その 8 全てが一社入札です。これでは競争が働いていないと言えるんじゃないでしょうか。どうお考えですか。どうやったら競争をしっかりと働かせて、もう少し落札率を下げる、もっと応札業者ふやす、どのように改善しようと思っておりますか。

小澤県土整備総務課長

先ほどの繰り返しになりますけれども、県では随時、入札制度の見直しを行っております。具体的には技術者の配置基準といったものを緩和いたしておりますし、発注見込みも県だけではなく、国交省と連携をとりまして、四半期ごとに具体的な発注情報をホームページ等で公表しまして、業者の方々が応札しやすいような環境を整えております。こうした取り組みによりまして、応札業者の増加を図ってまいりたいと考えております。

小越委員

今までお話では、公共事業をふやして経済対策をしてきたということでした。けれども、大きな国直轄の事業、そして県の負担がふえるところもある。それは認めますと。県単公共は少なくなると。同時に、高い落札率、そして応札業者が少ない。公共事業をたくさんやって経済対策しているというんですけれども、借金がふえて、そして県民の要望はなかなか届かず、財政難だと言われて、ただ建設業者は札を入れることすらできない業界をどうやって改善するのか考えていかないと。公共事業をたくさんして経済対策をやっていると言いながらも、業者には仕事が行かないし、業者に金が回っていかないとこのところを改善していかなければならない、ということ意見を申し上げて終わります。

(決算審査における資料について)

桜本委員

県土整備部のこれを見ると、何々ほか 14 カ所と、あるいは何カ所というように、非常に大まかにまとめていただいているのですが、決算審査においては、やはりその箇所数ということも我々にしっかり提示していただかないと。まとめて幾らですよと、何カ所ですよという部分が非常に多いわけなのですが、いずれかの時点でこういった箇所数も全部具体的に提示してもらった中で、決算審査をしたいと思っておりますが、どのように考えておりますか。

小澤県土整備総務課長

御指摘の点を踏まえまして、具体的にこういった表示ができるかについて検討してまいりたいと思っております。

質 疑

企業局関係

(地域振興事業の長期借入金について)

桜本委員

地域振興事業の長期借入金についてであります。既に何年間も累積した形の中で、58 億円余り借入を残しながら、その一方、電気事業では 8 億円余りの利益が出ている。企業局の事業間で相殺できないのか。58 億円の借入については、

何十年という長期の返済計画をつくっているわけですが、その返済に対して誰にも責任を問えないような返済までの期間、私らは生きていくのかもわからない、そんな長い借入を何とかして解決しなければならない。それは議員としても、あるいは皆様方県庁職員としてもやはり同じ考えを持っているわけなのですが、その中で、企業局内部で、電気事業の利益で相殺できない、何か縛りもあるようなことも聞いていますが、その辺の内容も踏まえて、どのような考え方をお持ちなのか、返済、完済のめども含めながら、ちょっとお答えください。

櫻井総務課長 地方公営企業の経理につきましては、事業ごとに特別会計を設けて行うという決めがございます。政令で定める病院事業会計等を除いて、事業に要する経費については、そこで得られた収入をもって充てなければならないと決められております。そのようなことから、原則として、地域振興事業の経費を電気事業会計で補填をすることは困難であると考えております。そういう縛りもありまして、今のところ平成 100 年度を目途に返済をする計画で進めております。

桜本委員 その縛りというのは、法律なのか、政令なのか、条例なのか。県の取り組みの中で、あるいは審議の中で、例えば、議会の議決などがあればその辺のことは解決できる問題なのか、そういう問題ではないのか、その辺をお答えください。

櫻井総務課長 地方公営企業でも、病院事業、水道事業、それから軌道事業、鉄道の関係ですけれども、そういったものについては、ほかからの収入を充てることができるわけでありまして、その中に地域振興事業は入っておらず、法令においてそういう制約が課せられているということでございます。

桜本委員 通告をしているので、もうちょっと詳しい御返答をいただきたかったわけなのですが、先ほど言ったように、平成 100 年度を目途に返済というようなものをやはり残すべきではない。やはりどうにかして、もうかっているところから借入のほうに事業間で繰り入れなどを行いながら、何とかこういった問題を、私たちがお互いに責任を持てるような期間の中で返済をしていくというようなものに切りかえていかないと、県民に対して責任が持てないというようなことに今、現状なっているということについて、抜本的な何か対策をお持ちなんですか。あるいは検討しなければならないのか、あるいは他県ではこんなやり方で取り組みをしているとか、その辺のことも踏まえてお答えください。

櫻井総務課長 来年度でちょうど指定管理が終了いたしますので、その関係で、その後のあり方ということで、昨年度から、検討委員会で御審議いただいているところでございます。やはりその中でも、長期借入金が多額だということで、抜本的な対策を検討するよという御意見をいただいております。委員には専門家の先生方にも入っていただいておりますので、そこでの御意見を参考にしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

桜本委員 地域振興事業については、指定管理の関係で、売却も含めて、もっと違うやり方、要するに、事業間で利益を負債のほうに回していくようなことを検討していかないと、58 億円に近い額で売却ができればいいわけなのですが、そういったことも含めて、例えば今現在、指定管理されている施設の資産価値というのは、どのような状況なんですか。どんな見通しですか。含み損も含め。わかるのであればお答えいただければと思うんですが。

櫻井総務課長 今、お話がございました売却ということも委員会の中で検討した経緯がございます。相当前なのですが、10年以上前に不動産鑑定に出した経緯がございます。そのときに数億円の評価だったというデータも残っているのですが、そこからもう相当時間がたっておりまして、上物についてはもうほとんど価値が出ないのではないかというお話になっています。土地については恩賜県有財産のほうから借地をして、借地料を払っているような状況でございますので、そちらは売ることができないということで、売却をした場合にも多額の借入金にはとても及ぶようなものが得られないだろうということで、ちょっと難しいという結論になっております。

桜本委員 そこまで検討ができていますから、売るにも売れない、指定管理においてもなかなか利益がでないということを見ると、地域振興事業の中で解決できないということの中で、抜本的にどのように解決をしていくのか。平成100年度の返済目標が、もしかしたら平成100年度を超えてしまうようなことも今の状況からするとあり得なくなっていると考えられます。ぜひ計画性を持って、早い時期に次の返済計画というか、見通しを議会側に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

赤池公営企業管理者 先ほど来、御指摘いただいているように、非常に長い期間、しかも今のところ年間7,000万から8,000万円を返済する計画を立てているのですけれども、御指摘のとおり、なかなか指定管理者にとっても厳しい状況です。今、あり方検討委員会の中で、施設の老朽化で、施設改修しないと続けられないという話もできる中で、施設改修のお金も必要になります。それを含めて今、あり方検討委員会のほうで検討していただいていますけれども、もともと電気事業からの借入金ということで、電気事業の小売りや発電事業の自由化が平成28年からされていますけれども、その前からかなり国の規制とか東京電力の縛りとか、いろいろありましたけれども、それが多少緩くなっている部分もありますので、その辺を含めまして、先ほど先生がおっしゃったように、抜本的な解決策を委員会の先生の御意見も伺いながら、何とか議会のほうに示したいと思っています。

(国における電力システム改革について)

望月委員 私からは、公営企業会計決算審査意見書の中の2ページ、経営課題についてのところ、また、今、公営企業管理者がおっしゃられた28年の電気システム改革の部分についても含めて、幾つか質問をしたいと考えております。

まずは、電力システム改革と2ページのところに記載されていますが、国における電力システム改革は、平成23年3月に発生した東日本大震災と、それに伴う原発事故を契機に進められたと承知しています。これまで電力の安定供給などのための施策が順次実施されていると承知しておりますが、先ほどお話があった、ここにも書いてあります、平成28年4月から始まった電力システム改革の主な内容と、委員会でも何度も答弁もされているかと思いますが、県営電気事業への影響はどのようなものがあったのかということをお聞かせください。

浅川電気課長 まず初めに、電力システム改革の内容でございますけれども、これにつきましては平成27年度から平成32年度までの3段階にわたって国のほうで進められております。昨年の28年4月からは、その第2弾であります電力システム改革が開始されましたけれども、その主な内容でございますけれども、一般家庭などを含めた全ての需要家が、電気の購入先を自由に選択できるようになる電力の小売全面自由化がされたことでございます。

続きまして、これによる本件電気事業への影響でございますけれども、従来から行ってきました発電事業に加えまして、工場や一般家庭などに電力を供給する小売り電気事業も新たに営むことが可能となるなど、事業の選択肢が拡大したことが1点挙げられます。

続きまして、卸規制の撤廃によりまして、発電事業における電力の供給先が、従来から供給してまいりました東京電力などに加え、エフパワーやエネットなどの新電力等へも可能となるなど、売電先が多様化されたということがございます。そうしたことから、電力システム改革に的確に対応していくために、県のほうでは経営の安定化とさらなる県政発展への貢献につなげるための検討をする必要がございます。

望月委員 この審査意見書の中には、電気事業者としてのあり方について検討を進め、引き続き電力システム改革に的確に対応されたいということが記載されております。また、今、御答弁いただいたとおり、電力の売電先が多様化されているということに対し、具体的に企業局ではどのように対応をなさっていったのか、具体的にお聞かせください。

浅川電気課長 経営の安定化やさらなる県政発展に貢献するために、小売電気事業への参入の可能性の検討、また、一般競争入札を導入し、収益強化を図ることなどにつきまして検討を行いました。このうち、小売電気事業へ参入するためには、電気の需要にあわせた電力量を確保するため、河川の流量に左右される水力発電所による供給力を補完するための強力なバックアップ電源が必要となること、さらに営業部門などの新たな組織も必要となるなど、多くの課題を解決する必要がございました。

また、一般競争入札の導入につきましても、平成35年度までとなっている東京電力との長期契約を解消しなければなりませんので、その解消には多額の補償金が必要でございました。このようなことから、引き続き東京電力に売電していくとともに、東京電力と別途協議いたしまして、昨年4月から県内企業等に新たな電力を供給する、やまなしパワーの共同運営を開始したところでございます。

望月委員 東京電力エナジーパートナーとの基本契約を解消しない方向ということは、長年のおつきあいということもあって、安心という部分もあります。それと、企業局にとっても利益となるし、県内企業にとっても利益となるし、やまなしパワーを利用することによってプラスになるということで、全員がウイン・ウインの関係になる。そういったやまなしパワーの取り組みは先進的な取り組みだと承知しております。優良地方公共事業として総務大臣表彰を本年7月に受けております。この先進的なやまなしパワーの取り組みがさらに県内企業の、末端のほうまで活力を与えることが非常に重要と考えておりますが、今後、さらに県内企業を活性化させるために、このやまなしパワーにどう取り組んで行くのか、また、その効果をどのようにお考えでしょうか。

浅川電気課長 昨年からはまりましたやまなしパワーは、昨年、全国知事会が運営する先進政策バンクの優秀賞に選ばれ、本年7月には、先ほど委員からもありましたように、優良地方公営企業として総務大臣表彰を受けることができました。このやまなしパワーの効果を広く進めるために、現在、供給企業からは電気料金の低減を強化する声や、設備投資に向けた相談が寄せられておりまして、今後の経営拡大や雇用増加による経済活性化につながることを大きく期待しているところでございます。

また、電気事業におきましては、増資が見込まれる利益につきましては、本年度から一般会計への繰出金を 1 億円から 2 億 5,000 万円に増額いたしまして、子育て支援事業等の財源として活用していただくこととしておりますので、これらを通じて県民福祉の増進が図っていければと考えております。

望月委員 公営企業ということで、繰り返しになりますが、県が率先して今おっしゃっていただいたような取り組みを県内企業、それから県民のために、また、財政的な部分で少しでも、子育て支援のほうなどに波及できるように、取り組みをさらに加速してほしいと考えております。一言答弁いただいて終わりたいと思います。

浅川電気課長 やまなしパワーの取り組みが今後、県内経済の活性化や雇用の増進等につながりますように、今後もいろいろ検討しながら、ぜひよいものになるようにしっかり進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

質 疑 総合政策部・エネルギー局関係

(地球温暖化適応策の推進について)

遠藤委員 では、主要施策成果説明書の中から何点かお伺いしたいと思います。まず、主要施策成果説明書の 111 ページに、山梨県地球温暖化対策実行計画が改定された、とありますが、この内容についてお伺いいたします。

杉田エネルギー政策課長 山梨県地球温暖化対策実行計画の主な改訂内容を御説明申し上げます。まず、温室効果ガスの削減目標としまして、国の地球温暖化対策計画や本県のエネルギー施策の基本的な指針となっております、やまなしエネルギービジョンとの整合性を図ったところでございます。

また、温室効果ガスを減らす緩和策に加えて、新たに温暖化に対する悪影響に備える適応策を取り込み、それを示すとともに、県民にわかりやすいように進行管理指標を設定したところでございます。

遠藤委員 新たに適応策がつけ加えられたということですが、3年前ぐらいから適応策ということが国のほうから出てきたわけなのですが、新たに加えられたということで、この具体的な内容についてお伺いいたします。

杉田エネルギー政策課長 適応策の具体的な内容について御説明を申し上げます。具体的には、例えばピオーネの着色不良を防ぐなどの栽培技術の確立、それから、温暖化に対応した果樹の新品種の育成、それから熱中症予防に関する普及啓発の実施など、農業、林業など 7 分野における取り組みを示したところでございます。

遠藤委員 3年ぐらい前から、一般質問で私が質問させてもらったときも議論があったのですが、このことが新たに加えられたということなのですが、目標年度が 2030 年度ということですが、目標値は具体的にどのように移行していくのかということについてお伺いしたいと思っております。

杉田エネルギー政策課長 温暖化対策の実行計画につきましてはの目標年度でございますが、2030 年度を中期目標としておりまして、2013 年度と比較しまして、温室効果ガスの削減目標をマイナス 26%といたしているところでございます。

また、長期目標としましては、2050 年度には県内の二酸化炭素の排出量を

ゼロとするCO2ゼロやまなしの実現を目指すということになっております。

遠藤委員 この数値目標に対して、そうはいつでも環境に対応して、適応していかなければいけないというのが適応策ということなので、この辺の考え方を整理して御説明いただきたいと思います。

杉田エネルギー政策課長 まずは温室効果ガスを減らすという緩和策を実行してもなかなか温暖化の影響が避けられないという場合に、それに備えるために適応策を行っていくという考え方で、この2つの施策を実行していくという計画になっております。

遠藤委員 適応策ということで、目標に達せられないから諦めるではなくて、あくまでも適応策ということなので、その辺をしっかりとその政策の中に入れ込んでいただければと思います。

杉田エネルギー政策課長 委員のおっしゃられたとおりだと思いますので、計画のほうでも、適応策と緩和策とを一緒に取り組んでいきたいと思います。

(エコライフの普及や省エネの定着のための県民運動推進について)

遠藤委員 続きまして、次の112ページになると思いますが、エコライフの普及や省エネの定着のための県民運動推進についてということなのですが、エコライフ県民運動と省エネ県民運動の区分が、この辺が言葉の問題なのか、あるいは政策の問題なのか、どう違うのかお示しいたきたい。

杉田エネルギー政策課長 やまなしエコライフ県民運動につきましては、地球温暖化の防止を実現するというところで、例えばレジ袋を削減するマイバッグ運動や、エコドライブ運動など、県民が環境に優しいライフスタイルに変えていくという活動をしているものでございます。

それから、もう一つのやまなし省エネ県民運動につきましては、東日本大震災を契機としまして、平成24年度から電力の需給対策ということで始まった、やまなし節電県民運動をもとにしておりまして、例えば職場や家の温度を28度に設定して、軽装で過ごすクールビズや、商業施設等に集まって皆で過ごすクールシェアなど、そういうスマートな節電や省エネをしていくという運動でございます。

遠藤委員 それが森林環境部からエネルギー局に移管されたということなのですが、その効果についていかがでしょうか。

杉田エネルギー政策課長 今、お話のあった2つの県民運動につきましては、どちらも地球温暖化防止ということで目的は共通しております、エネルギー局がこれを展開することで県民には大変わかりやすいという効果があると思っております。また、エネルギー局で所管しております地球温暖化防止活動推進員について、136名ほどに委嘱しておりますが、この方々にも2つの運動の情報提供が効率的に行えるようになったと考えております。

遠藤委員 より効率的に、県民にわかりやすく、ということだと思いますけれども、今後こういった活動をされて、県民の皆さんとともに地球温暖化防止に取り組んでいくということだと思いますが、この成果についてどのように公表しているのかお伺いいたします。

杉田エネルギー政策課長 県民運動の取り組みの成果については、県の広報誌やホームページなどを活用しまして、例えば、やまなしクールシェアの取り組み状況や、マイバッグの持参率などを公表しているところでございます。

また、先ほど申し上げたように、3月に地球温暖化対策実行計画が改定されまして、具体的な活動の指針となるエコドライブの車両割合や、クールシェアスポットの賛同団体数などを新たに指標として加えておりますので、県民みずからがわかりやすい、活動を自分で把握できるような見える化も図られたというところでございます。

今後、これらの2つの運動を実際に公表することで、取り組みの励みとしていただきながら、一層推進していただきたいと思っております。

(東京オリンピック・パラリンピック等の事前合宿の誘致について)

宮本委員 主要施策成果説明書の81ページの東京オリンピック・パラリンピック等の事前合宿の誘致についてまず伺います。県内競技施設の情報提供や関係者の働きかけ等を行ったと3行目にあるのですけれども、これは具体的にどのような情報発信をして、どのような効果が上がったのか、まず初めに伺います。

落合国際総合戦略室長 情報提供につきましては、県のホームページ上に県内競技施設の情報を、英語をメインに日本語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語の5カ国語で掲載したところでございます。

宮本委員 それはホームページを見にきてくれることが前提ということによろしいんですか。もちろん英語やフランス語などで書いてあれば、理解はできると思うのですけれども、情報発信という意味で、そこを見にきてくれるだろうということでホームページに載せたという認識でよろしいでしょうか。

落合国際総合戦略室長 ただホームページをつくただけではなかなか見てくれないだろうということもございまして、本年1月19日の開設にあわせて、各国のオリンピック委員会や競技団体にダイレクトメール、郵送等で周知を図って、閲覧を促すような対策をとったところでございます。

宮本委員 この下のほうに、タイへのトップセールスの実施とあるのですが、事前合宿誘致にかかわる関係者への働きかけや市町村支援ということで、タイへのトップセールスの効果はどのようになっているのでしょうか。

落合国際総合戦略室長 昨年8月にトップセールスを行った際に、タイのウエイトリフティング協会の幹部に対して知事が直接プレゼンテーションを行うなどしたところでございますけれども、その際、先方に山梨県の魅力について具体的かつ丁寧な説明を行ったところ、相手方の前向きな姿勢、回答を引き出すことに成功いたしました。その後、11月の会長、名誉会長、その他幹部による日川高校の施設等の視察につながりまして、最終的には、2月に基本協定を結ぶというところまで、トップセールスを契機に事業効果があったところでございます。

宮本委員 知事のすばらしいプレゼンが勝利につながったというお答えがあったのですけれども、タイの方が山梨に事前合宿に来るという成果を得られそうであるということで、なぜそういう成果に繋がったのか、分析結果を教えてくださいと思います。

落合国際総合戦略室長 まず、知事から山梨県の施設の魅力を詳細に説明させていただきまして、相手方からは、山梨県の施設が素晴らしいことについて、例えば、日本ウエイトリフティング協会から推薦状を取ってほしいとか、タイのスポーツ庁にきちんと話をしてほしいといった、幾つかリクエスト事項が出るなど、そういった反応を知事みずから引き出しまして、あとは丁寧に、事務方も含めて対応をさせていただきました。それがタイ側の信頼を勝ち得て誘致につながったと認識しております。

宮本委員 わかりました。この事前合宿の誘致を契機として、オリンピック後のレガシーの創造、いいレガシーになればいいと思うのですが、持続的な取り組みを行うことが重要だと思うのですが、今後どのように県として包括的に取り組んでいくのか伺います。

落合国際総合戦略室長 レガシー創造ということですが、事前合宿誘致の効果を一過性のものに終わらせないようにすることを狙いとしまして、国ではホストタウンと言われる仕組みをつくっております。県でも市町村に対して、計画的、持続的に事業効果が発揮できるような取り組みをとということで、この制度の活用を促しているところでございます。

具体的には、申請に当たってのさまざまな情報収集、申請書の書き方や、計画をどのように進めていくかといったことにつきまして指導助言を行うとともに、県の支援制度、補助金制度などにつきましても、ホストタウンに登録されたものだけを対象にするような形にしまして、一過性のものにならないよう指導助言を行っております。

また、トップセールス等におきまして、知事がさまざまなネットワーク等の構築をしてきたわけですが、そういったものを活用する中で、市町村がスポーツのみならず、さまざまな分野で事業効果を継続的に発揮できるような形のものになるように、我々としても指導助言を行っていく所存でございます。

(広聴広報機能の強化について)

宮本委員 次の質問に移ります。主要施策成果説明書の 130 ページの、3 番の広聴広報機能の強化のホームページのリニューアルについて伺います。平成 26 年 6 月の民間調査の都道府県 WEB サイトランキングで、山梨県は全国 5 位という高い評価を受けたということなのですが、そういう高い評価を受けているのに、なぜリニューアルしたのか、まず理由を伺います。

平塚広聴広報課長 高い評価を受けているにもかかわらずリニューアルした理由でございますが、県のホームページは平成 8 年 11 月に開設以来、何度か小規模な改修をしております。平成 21 年 2 月に大幅な改修をして、さまざまな本県の情報を積極的に発信してまいりました。委員御指摘のとおり、平成 26 年に民間の調査の結果、好かれるサイト全国 5 位のほか、平成 23 年には使いやすさ全国 3 位ということで、常に全国でも上位の評価を受けているところであります。

しかし、一方、スマートフォンの急速な普及によりまして、インターネットを取り巻く環境が大きく変化しております。その結果、こういった動きに的確に対応するため、ホームページをリニューアルいたしまして、情報発信力をさらに強化するとしていたところでございます。

宮本委員 よくわかりました。スマホ対応をしないと、多分、パソコンからホームページ

を見る人はどんどん減っていると思いますので、おっしゃるとおりかなと思うのですが、そうすると、リニューアル自体は、スマホでの閲覧対応ということによろしいですか。具体的にどのようにリニューアルされたのか伺います。

平塚広聴広報課長 今回のリニューアルの主なものとしては4点ございまして、まず県の計画やビジョンなどを紹介する導入メニューとして、トップページにPRエリアを設定いたしました。こうしたことで、情報分類を検索しやすい、わかりやすい、見やすい構成のホームページにしたところであります。

2点目といたしましては、各ページに県政の紹介エリアを新たに設定いたしまして、他のページに案内することにより、サイトの回遊性を向上させました。

3点目に、先ほど申し上げました、スマートフォンやタブレットの画面でも情報を検索しやすい構成としまして、操作性の向上と動画閲覧環境を強化したところであります。

最後に4点目として、英語、フランス語、中国語、韓国語、ポルトガル語、インドネシア語の6カ国語の自動翻訳機能を設定いたしまして、本県を訪れる外国人や海外への情報発信力を強化したところでございます。

宮本委員 WEBサイトランキングで上位だったということですが、当然、制作会社に依頼をしてウェブを作成されていると思うのですが、今回リニューアルされた、使いやすさ、操作性の向上、モバイル対応は当然だと思うのですが、その辺はウェブ制作会社と話をしながら、県としてこういうふうに行きたいという意向を伝えて会社がやっているのか、あるいは会社からの提案を受けてやっているのか、その辺はどのような感じでしょうか。

平塚広聴広報課長 やはり、県としての考え方、リニューアルの考え方がありますので、それをお伝えすると同時に、やはりホームページの専門家のお立場ということで、相互に情報交換をしながら、もともとのよいところは残しつつ、さらに向上させるというやり方でリニューアルを進めてまいりました。

宮本委員 最後に、リニューアルした理由とその内容について伺ったのですが、その効果があらわれているようでしたら、御説明いただいて質問を終わります。

平塚広聴広報課長 リニューアル後の平成29年2月の閲覧者数が約59万人でありまして、前年の平成28年2月が約52万8,000人でしたので、約11.7%増加いたしました。さらに、翌月の平成29年3月の閲覧数が約60万4,000人ということで、前月運用を開始したときよりも増加しており、閲覧者等の伸びが実績としてあらわれております。

宮本委員 すみません、最後って言ったのですが、今の回答を聞いて最後にもう1点だけ。この52万、60万人ってすごく多いと思うのですが、もしこのうち外国からのアクセス数がわかったら教えてください。わからなかったら、後で教えてください。

平塚広聴広報課長 圧倒的にやはり日本からのアクセスになります。先ほど外国語の翻訳機能を申し上げましたけれども、どこからか、というのはちょっとわからないのですが、日本語の閲覧がやはり圧倒的に多くて、次が英語ということで、ほかの言語は若干少ないのですが、ただ、外国語であっても、日本にいる外国人の方が母国語で閲覧している場合もありますので、どこからの閲覧かということまでは

分析ができない状況ではあります。

(やまなし暮らし支援センターについて)

望月委員

私からは、決算説明資料、政 5 ページ、やまなし暮らし支援センター費のところに関連して質問したいと思っております。国には日本創成会議人口減少問題検討分科会がありまして、御承知のとおり、増田寛也さんの増田レポートでも人口減少が進んでいくとされています。その中で、東京一極集中を防ぎ、また、やまなし暮らしを促進するということで、知事の公約にもリンケージ人口、定住者をふやすといったことがうたわれております。また、我々、チームやまなしビジョンにも人口減少対策を軸にということで関連する部分でありますから、少し質問をしたいと思っております。

平成 28 年度は 2,372 万円余の支出と記載されております。その中で主要施策成果説明書の 106 ページの のところ に 詳細な説明もあるわけですが、さらに具体的に、どのような内容でこの事業を行ったのかということ を まずお聞かせください。

広瀬地域創生・人口対策課長 やまなし暮らし支援センター費、2,372 万円余の具体的な内容でございますが、主にはこのやまなし暮らし支援センターが行っている移住相談業務を NPO 法人ふるさと回帰支援センターへ委託した人件費や、ブースの出展に要した経費でございます、その金額については 1,707 万円余でございます。また、オール山梨移住セミナー・相談会を昨年 11 月 6 日に開催をしたところでございますが、これに要した経費が 496 万円余でございます。そのほかに、このやまなし暮らし支援センターでは、今申し上げましたオール山梨移住セミナーのほか、10 回ほどセミナーを開催しているところでございますが、それにつきましては単独の市町村で行ったものですか、農業に就業するといったテーマで開催したもの等がございます。

望月委員

オール山梨移住セミナーの開催、相談会等々、あと 10 回の相談会ということですね。それでこの予算全額を使っているのかどうかをお聞かせください。

広瀬地域創生・人口対策課長 主なものは、今申し上げたものでございます。残るものについては、職員の旅費ですか、その他備品などの購入経費でございます。

望月委員

移住相談窓口ということで、当然、東京の相談窓口から山梨に、紹介ということで流れてくると思えます。東京のやまなし暮らし支援センターの相談件数、移住者の実績、28 年度分で構いません。どのような状況か、推移はどうなっているかという部分もできたらお聞かせいただければと思います。

広瀬地域創生・人口対策課長 28 年度の相談件数につきましては、2,986 件、やまなし暮らし支援センターを通じて山梨県への移住を決定した者については 154 人となっております。27 年度は、相談件数が 2,445 件、移住の決定者数が 210 人となっておりますので、相談件数はふえたものの、移住決定者数は減少した状況でございます。

望月委員

すみません、2,445 人で 210 人ということですから、相談件数が減って移住者がふえているという解釈でよろしいでしょうか。すみません、確認です。

広瀬地域創生・人口対策課長 相談件数は前年度の 2,445 件から 2,986 件にふえました。

移住者数については 210 人から 154 人に減少をいたしました。

望月委員

やまなし暮らし支援センター、山梨がトップランナーだったのですが、各県で同じような、成功事例をまねてという言い方は変ですけど、やり始めている。当然、地域間競争が始まっている中でございます。そこで、さらなる移住者の拡大、山梨に移住してもらった新たな仕組みとか仕掛けもしなければいけない時期になってくるのかなと思っております。

また、供給先という言い方は変かもしれませんが、東京側と山梨側ですね。山梨側で受け入れ態勢の部分の部分がしっかりできていないと、なかなか東京で山梨に移住したいという方がいても、山梨県側で受け手がいなければだめなので、両方あわせてやっていかなければいけない。プラス、山梨の魅力をもっともっと発信していかなければいけないということになってくると思いますが、具体的に今後どのような取り組みを行っていくお考えかお聞かせください。

広瀬地域創生・人口対策課長 やまなし暮らし支援センターにおきましては、平成 28 年の 2 月から市町村職員が直接同センターの窓口で移住相談を行うという市町村相談ウィークというものを開始したところでございます。こちらの効果によりまして、28 年度には 10 市 1 町が相談を行ったところでございますが、その効果といたしまして、直接移住につながるという成果を上げたところでございます。

さらに本年度からは、複数市町村による合同の移住セミナー。先ほどは単独の市町村でセミナーを開催すると申しましたけれども、本年度からは、そのセミナーを複数の市町村が合同で行うということによりまして、地域の特色を生かしながら効果的な情報発信を行っているところでございます。今後も市町村との連携をより緊密に図りながら、本県の自然環境や子育て環境のよさ、農林業への就業といった本県の特徴や強みを生かしたテーマ別の移住セミナーを開催するなど、移住者のさらなる増加に向けて積極的に取り組んでまいります。

望月委員

次なる仕掛けということで、各市町村、それと地域エリアで連携してということ、また、県もバックアップしてということで、非常に心強く思っております。ぜひ先ほどおっしゃったように、山梨県の魅力を全国に発信していただき、ここで立ちどまってはいけないと思っております。さらなる仕掛けをしてほしい。そういった部分を期待しながら、最後に御答弁いただけますでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 委員御指摘のとおり、この移住・定住促進につきましては、本県の人口減少対策の一つの大きな施策、取り組みであると認識をしております。これについては強力に取り組む必要があると考えておりますので、本県の魅力を県外の方に十分わかっていただくように情報発信をすることと、また、市町村ともより連携を図りながら、効果的な施策を講じてまいりたいと考えております。

(ふるさと納税の推進について)

山田(七)委員

ふるさと納税対策事業費、主要施策成果説明書の 108 ページ、また、決算説明資料の政 4 ページについてお伺いいたします。昨今の新聞報道によりますと、県内自治体へのふるさと納税がかなり増加傾向にあり、その結果、地域の経済の活性化につながっているといういいニュースを聞いたところでございますけれども、本来のふるさと納税の趣旨といたしまして、都心部に移住した方がふるさとに対しての寄附をするという形の中で、ふるさと納税の効果があると思うのですけれども、聞くところによりますと、県内の方でも兵庫県のお肉が食べたいとか、北海道のカニが食べたいという感じで、地方から地方へのふるさと納税とい

うのも当然出てくるわけでありまして、それを踏まえて何点から質問をさせていただきます。

このふるさと納税の推進に 4 6 6 万 4, 0 0 0 円が使われまして、9 7 2 件、2, 4 3 2 万 5, 0 0 1 円のふるさと納税を受領したとありますけれども、本来であれば県に納付される税金が、県外へのふるさと納税として出ていって、どの程度、県税が減額になったのか教えていただきたいと思ひます。

広瀬地域創生・人口対策課長 ふるさと納税制度につきましては、総務省で全国の地方公共団体のふるさと納税の収支を把握するための調査を行っております。各市町村は、都道府県を經由しまして総務省に個人住民税からの控除額を報告しております。この調査におきまして、各市町村では確定申告の寄附金税額控除欄の数値をもとに、ふるさと納税にかかる個人住民税の控除額を推計しておりますけれども、ふるさと納税以外の寄附も行っている場合がございますので、その場合には総務省が指定する方法によって、ふるさと納税にかかる控除額を算出しております。こうして算出したふるさと納税にかかる控除額が市町村民税分 6 割と県民税分 4 割に分けて報告されておひまして、この報告金額を県が集計することにより、県民税の減収額を把握しております。

この報告によりますと、平成 2 8 年のふるさと納税にかかる本県の県民税の減収額は 2 億 5, 3 5 0 万円余と推計されておひます。

山田(七)委員 この減収額をしっかりと把握をされていると思うのですが、この 2 億円の、本来であったら県内に入ってくる税金が外に行ってしまう、減収ということですからそういうことになると思うのですが、完全にふるさと納税の収入に対して、県民税の減収額の方が多くなっているわけですが、どのように今度取り組んで、この減収額を減らしていくか、逆にふるさと納税をふやしていくのか、方法を教えてください。

広瀬地域創生・人口対策課長 減収額 2 億 5, 3 5 0 万円余につきましては、その 7 5 % が交付税で補填されることとなっておりますが、県といたしましては、ふるさと納税を促進し、減収額を可能な限り縮小するため、ワインコンクールに入賞した県産ワインや県立施設の体験プランなど、本県のすばらしさを P R できる山梨ならではの返礼品を選定するとともに、寄附者の山梨県を応援したいという気持ちを喚起するため、ふるさと納税の使い道を明確化するといった取り組みをより一層積極的に行ってまいりたいと考えておひます。

山田(七)委員 県民税の減収額に関しては、ほかの県もいろいろなことをやっておりますので、そこはしょうがないですが、先ほど御答弁をいただいたように、県のしっかりとした取り組みの中で、ふるさと納税をふやす取り組みをぜひとも進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、昨年度、ふるさと納税に対する返礼について、県の支出はどのくらいあったのか教えていただきたいと思ひます。

広瀬地域創生・人口対策課長 平成 2 8 年度のふるさと納税に対する返礼に要した費用は 4 6 6 万円余でございます。その内訳といたしましては、返礼品の手配、発送を、かいてらすや、やまなし観光推進機構といった独自業者に委託した経費が 4 1 0 万円余、ふるさと納税 P R パンフレットの作成に要した経費が 3 5 万円余、ふるさと納税ポータルサイトの使用料が 4 万円余などでございます。

(やまなしリンクージ推進事業費について)

小越委員

最初に、決算説明資料、政 4 ページのやまなしリンクージ推進事業費についてお伺いします。部局審査のときに、これはリンクージ人口の調査の費用だという説明がありましたけれども、このリンクージ人口調査は何を狙いとして実施したのでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 リンテージ調査の主な目的といたしましては、別荘所有者等や本県出身者の方々を対象に、本県への経済貢献度や愛着度を調査いたしまして、行政としてどこに注力をすれば、リンクージ人口が拡大するかを考察するためのアンケート調査でございます。

小越委員

どうして別荘、クラインガルテン等利用者と県人会の方に絞ってこの調査をしたんですか。

広瀬地域創生・人口対策課長 リンテージ人口には定義がありますが、1つが二地域居住人口。これは別荘、クラインガルテン等の利用者ということでお示ししてありますが、別荘数と平均世帯人員数、その年間滞在日数といったものを使って算定をすることとなっております。クラインガルテンにつきましても同様に、区画数、利用者数、平均年間滞在日数といったものが算定の要素となっております。

県人会会員の帰郷人口につきましても、リンクージ人口の1つの定義でございます。その会員数や年間帰郷日数、帰郷人数が算定の要素となっておりますので、その利用実態を把握するための要素を含めて、アンケート調査を実施したものでございます。

小越委員

リンクージ人口の定義の中には二地域居住、それから帰属する県出身者、もう一つ、観光がありましたよね。観光のところはどうして調査をしなかったんですか。

広瀬地域創生・人口対策課長 観光につきましては、山梨県を訪れる旅行者という項目がございますけれども、こちらにつきましては統計調査がございますので、そちらを使っております。

小越委員

リンクージ調査の結果概要が出ております。1に別荘所有者及びクラインガルテン利用者の方々のことが書いてあります。山梨県を選んだ理由は、自然環境のよさが多く、交通アクセス、生活環境のよさ、温泉と続き、と書いてあります。来訪の動機として、休養・くつろぎ、それから農畜産物の購入というふうになっているのですけれども、これについてまずお伺いします。

別荘所有者の方はどうやってここに来ているかということ、9割以上が自家用車で来県しているところにも書いてあります。滞在するうえで3割の方が交通アクセスを不足と感じているとも、ここに書いてあるのですけれども、これについて、どのように次はふやしていこうと考えていますか。自家用車でしか来られないクラインガルテン、別荘ということになりますと、それに対してどのように今度はリンクージ人口をふやしていこうというふうを考えているのでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 自家用車の必要のない環境の整備というものが必要であるという考察が得られましたので、これに対応する施策、例えば2次交通システムやコミュニティバス等の整備、バスやタクシーの利用補助といったものを検討する必要がありますということでございます。

小越委員 もう一つ、山梨県出身者の方からのアンケートが出ております。この中で山梨県出身者の方のアンケートの結果として、移住及び二地域居住を考えていない者が6割を占め、ということで、将来山梨に戻りたいと考えている者は全体の12.5%と少数派であると書いてあります。これをどう分析されておりますか。

広瀬地域創生・人口対策課長 対象が県人会の会員ということでございまして、愛着度ですとか、経済貢献度というものが期待されるというところでございますので、将来的な移住希望が少ないというところにつきましては、特段というか、県人会の方たちに求めるのではなく、県人会以外の方を対象に移住、定住といったものを進めるための施策を講じてまいりたいと考えております。

小越委員 そもそもこの調査の対象が、県人会にお願いしたということで、回答の半数以上が70歳以上です。304人回答されているうち、20代から40代の方は8人しかいません。山梨を離れてから30年以上の方が91%です。この方々に山梨に帰ってくるつもりはありますかと聞くこと自体が、私は何の意味があったのかと思っています。結果的に「移住及び二地域居住を考えていない」が6割を占めて、これが一番大きい結果になっていますから、今の答弁ですと、最初からわかっているのにやったと思うんですよね。だったら、この県人会を通してのアンケート調査そのものが不要だったと思うんですが、何に生かされたんでしょうか。無駄だったんでしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 冒頭申し上げましたように、リンケージ調査については、別荘所有者等を対象に本県への経済貢献度や愛着度を調査するというところで、行政としてどこに注力すればリンケージ人口が拡大するかというニーズを把握するためと、あわせてリンケージ人口の算定に用いる数値を把握するという目的で行ったものでございます。

小越委員 さっきもおっしゃいましたが、リンケージ人口が拡大され、最終的に定住人口につながるかを考察する資料を得ることを目的とすると。今も答弁がありました。定住人口にどのようにつながっていくのかを考察する目的でやったと言うのですけれども、そもそも先ほど言ったみたいに、この調査そのものの対象者が少しずれているんじゃないかと思っています。だから、この調査の目的とやっていることがずれているから、全然違う結果が出てきて、次の役に立っていかないと思うんです。

先ほど課長が、定住人口につながるリンケージ人口と言ったのですけれども、では、そもそもリンケージ人口は昨年何人だったんですか。そして定住に何人つながったんですか。どうやったらわかるんですか。

広瀬地域創生・人口対策課長 リンケージ人口の算定に用いる数値につきましては、現在も実態を反映させる把握方法への置きかえや、数年に一度の統計調査結果の推計方法等の検討を重ねているところございまして、現在はお示しすることができない状況でございます。

リンケージ人口の拡大のほか、定住人口についても増加を目指して取り組んでいるところございまして、両者、定住人口とリンケージ人口というのは全く趣旨が異なると認識しておりまして、何人移行するかというところを想定してはおりません。

小越委員

後藤知事はリンケージ人口の拡大をもって定住人口の拡大と言っていたと私は思っております。今の話で、リンケージ人口と定住人口は全く別のものだということになりますと、このリンケージ推進事業費そのものが何のためにやっているのかということになります。私は、定着する、定住人口そのものをどうふやすかということを主眼にやらなかったら、リンケージ人口が幾らふえても、交流人口がふえても、東京へは私たちも行っているわけですから、そのマイナス分を引けばどうなるか。さっきのふるさと納税と一緒にすけれども、逆になるんじゃないでしょうか。このことについて、この調査そのものがあまりに有効に使われていなかったと思っております。

総務委員会で富山県に行ったときに定住人口のことを聞きました。リンケージ人口は何人いるんですかと聞きましたら、富山県の職員の方に「何のことでしょうか」と言われました。そうですね。私は定住人口をちゃんと確保するための施策を最初にするべきだと思っております。

(総合球技場の整備について)

次に、主要成果説明書 82 ページの総合球技場についてお伺いします。主要成果説明書の 82 ページの真ん中に、「オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致の推進が図られ」、次、「また、総合球技場を整備することを前提に、検討委員会を設置し、施設の機能・規模、整備手法等について検討を行い、報告書の提出を受けた」というのが成果として書いてあります。まずお伺いします。「前提」というふうにここに書いてあるのは、なぜ前提となったのでしょうか。前提として整備した理由を述べてください。

石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場は全国規模のスポーツ大会等の会場となり、県民に夢と希望を与える場になるとともに、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を創出し、今後、スポーツ振興のみならず地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであると期待されるものであります。

また、平成 26 年には、10 万人近い県民からの総合球技場の整備を求める署名が県に提出されたところでございます。こうした総合球技場の整備によります波及効果や県民の声を踏まえまして、平成 28 年度当初予算において整備の検討に必要な経費について県議会の御承認をいただき、平成 28 年 6 月に外部有識者からなる総合球技場検討委員会を設置しまして、議論を進めてきたところでございます。

小越委員

誰がその波及効果があるって考えたんですか。波及効果があるからというのを前提にしていますが、誰が波及効果があるって決めたんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 それぞれのスタジアムの波及効果につきましては、県といたしまして、いろいろな他スタジアム等を調べる中で、波及効果が十分に見込めるものと考えまして、そのような表現になっているところでございます。

小越委員

知事が言ったからですね。そういうふうにこの建設報告書に書いてあります。平成 28 年 2 月の所信表明で知事が言っております。「交流人口の拡大や地域経済の波及効果を創出し、スポーツ振興のみならず地域振興を図る上で重要な役割を果たす」と。「総合球技場整備による波及効果や県民の皆様の声の高まりを踏まえて・・・整備することを前提として」というふうに知事が言っているわけです。この波及効果というのは何をもって波及効果というのか。では、山梨県にこれでどのくらいの波及効果があるんですか。経済的にはどのくらいあるんですか。

か。どういうふうに、どのくらい見込んで、波及効果があると決定したんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 経済波及効果につきましては、スタジアムの形態、規模、また回数日数、運用内容等によりまして変わってくるものですが、スタジアム等を既に整備しております長野県、南長野のスタジアムでございますとか、吹田スタジアム、また、それ以外のスタジアムにつきましても、いろいろ私どものほうで調査する中で、いろいろなスポーツを離れた部分におきましても、地域振興としての波及効果が見込まれていると考えているところでございます。

小越委員 波及効果があるというふうに言われまして、今も小瀬があるわけですよ。2 つ目をつくって、波及効果がどのくらいになるんですか。2 倍になるんですか。3 倍になるんですか。そこはどう検証したんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 現在、小瀬陸上競技場がヴァンフォーレ甲府のホームスタジアムとして機能して、またそこで地域振興を担っている部分もでございます。ただ、総合球技場につきましては、ヴァンフォーレ甲府だけではなく、それ以外のラグビー、アメリカンフットボール、その他の球技など、これまで陸上競技場でできなかったそれら球技につきましても年間 80 日、90 日開催できるということ。また、陸上競技場につきましては、これまでヴァンフォーレ開催によりできなかったイベント等が開催できるということで、何倍になるということではございませんけれども、それぞれの施設により、地域振興に対する波及効果というものは期待できると考えております。

小越委員 波及効果があるというって、どんなことがあるのか、80 日くらい使うから、ほかにも使うからと言っていました。所信表明にも、検討委員会をつくり、施設の機能、規模、建設場所、運営方法について検討するとありました。今の話でも、どんなことをすればこんなふうにお金が入ってくると言われましたけれども、では、どこまで検討されたんですか。施設の機能、規模は 2 万人と決まりました。建設場所はことしになって決まったんですけれども、運営方法についてどこまで検討されて、どうなったんですか、そこは。

石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場検討委員会での検討におきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり、総合球技場の規模、それからあるべき姿、建設候補地を決定してきたところでございます。今、御質問のございました具体的な運営收支や波及効果につきましては、その建設場所、また、何を附帯施設にするか等により変わってくるものがございますので、その辺につきましては、他県の事例等を用いまして、どういったものが考えられるかということを整理したところでございます。

小越委員 やっぱりね、どういうものをつくるかというのが決まらないなら、経済効果なんてわからないじゃないですか。どういうものをつくるのか、どのくらいのものをつくるのか決まっていけないのに、経済効果がありますよって、それでは話が逆転していませんか。おかしいと思いますよ。この所信表明では、運営方法の検討をすと言っている。となれば、当然、建設費や維持管理費はどうなるのか、明示しなかったら運営方法決まらないわけですよ。どこからお金を集めてくるのか、どうやってやるのか、それも決まっていけない。建設費、維持管理費もなぜ明示しなかったんですか。それでどうして波及効果が出てくるとわかるんですか。入るものがあれば出るものことだって含めないと波及効果は出てこないと思うん

です。それはどうやって検討したんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 先ほどもお答えしましたとおり、総合球技場検討委員会の検討におきましては、球技場のあるべき姿、規模、建設候補地等を決定するなど、どのような球技場をまず整備すべきか、基本的な事項について整理したところでございます。

この中で、建設費、運営収支につきましては、最近 10 年程度の間に整備されました他施設の状況をお示したところでございます。建設費や運営収支につきましては、今後、基本計画の策定過程におきまして有識者の御意見を伺いながら、PFI方式の導入などによる県民負担の最小化と積極的な利用促進による利用の最大化についてしっかりと検討を進めてまいりまして、概算金額を明らかにし、県民の皆様丁寧に説明してまいりたいと考えております。

小越委員

この報告書の中にも、よほどの特殊要因がない限り、基本的に、初期投資やランニングコストを回収するのは難しいことをおさえておくべきであり、県の財政にとっての許容範囲をしっかりと認識しながら計画することが必要となる、と書いてあります。わざわざ文章で。その前の議論の中では、第 3 回検討委員会、第 4 回検討委員会で、たびたび同じようなことが出ております。ランニングコストがどのくらいかかるのかは、整備するときに検討が必要だと。県民 1 人 1 万円程度の負担、100 億円ということが県民はわかっているのかどうか、ということがどんどん書かれているわけです。

そして、この第 4 回検討委員会の資料には、A スタジアム、B スタジアム、C スタジアム、主な収入と支出というのが載っております。その隣にわざわざ、山梨中銀スタジアムが記載してあって、主な収入が施設使用料、広告料等の 1,500 万円、ネーミングライツ 2,000 万円、合わせて 3,500 万円。その下の主要な支出のところは、指定管理であるからわからないと。わざわざ検討委員会の資料には、山梨中銀スタジアムの欄があります。しかし、報告書には山梨中銀スタジアムの欄がないのですよ。今、これしか収入がないということをお報告になぜ書かなかったんですか。検討委員会の資料には書いてあるのに。県民に見せなかったってことですよ、これは。3,500 万円しか収入がないということをお報告に書かなかったんですか。検討委員会の資料には書いてあるのに。おかしいじゃありませんか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 検討委員会の資料におきましては、参考といたしまして、山梨中銀スタジアムの内容についてお示したところでございます。ただ、私どもが今後整備を検討しております総合球技場とはまた別なものでございますので、総合球技場としての形態としての、それぞれの収入、支出につきましてここでお示したところでございます。

小越委員

これで終わりにしますけれども、この総合球技場については、ここに書いてあるように、建設前提で書いてあるんですね。こんなことは普通ありません。どのくらいお金がかかるのか、今までのいろいろな山梨県の大きな建物と比較したときに、幾らかかるのか、どのくらい利用があるのか、どこから収入を得るのかって、何の検討もせずに、ただただ波及効果がありますよって。波及効果がどのくらいあるかがわからない。支出もわからない。ただつくりますよっていう前提で。そして、この大事な資料を、3,500 万円という数字をわざわざ隠して県民に示すことは、私はおかしいと思います。こんな不当なやり方はありませんので、これは改めるべきだと思います。

この総合球技場について県民にしっかりと、この間の論議と……次長、わかっていますよね。この間の論議とこれからのことについてしっかりと報告して、全てを明らかにしなかったら、これから大きな、大きな負担になります。今まで論議して、これからも議論をしますけれども、大きな借金のことになりますので、そこは重々考えて、私は平成 28 年のこの不当なやり方については反対いたします。

(行政評価及び公共施設評価の結果と決算審議について)

桜本委員

きょうの新聞に、事業評価の見直しと事務事業の見直しという記事があったわけなのですが、今、我々が、きょうもこういう形でしているわけなんです、この報告では既に 88 の事業見直しを行っている、この資料の報告書には出ているわけなんです、事務事業の見直しというのは来年の予算に反映されるべきだと思うのですが、それぞれの事業がどのような、例えば、みずからこういう問題があったと気付いたのか、あるいは外部の有識者から指摘があったのか、というものをやはり我々に開示しながら、こういった議論を進めなければ、整合性が図れないと思うのですが、どのように私が今言ったことを考えていますか？

塩野政策企画課長 昨日ですけれども、行政改革推進本部を開催しまして、今年度行いました行政評価、それから公共施設評価につきまして結果を報告したところでございます。本日、朝刊にその内容が掲載をされていたわけですけれども、その見直しの内容につきましては、まず事務事業につきましては内部評価、要するにみずからその事業を、対象となるものを選定しまして評価を行う内部評価というものと、それから外部評価といいまして、アドバイザー会議、3名で組織しておりますけれども、そのアドバイザー会議の中で対象事業を選定して評価をしていくというものに分かれております。

その結果につきましては、ホームページを通じまして評価結果、見直しの必要があるかどうかということについて公表をさせていただいているところでございます。

桜本委員

あれ、ほんとだ。すみません。

ですから、その辺のことはわかります。ただ、こういった会議を開く上では、事業見直しということで、内部でこれはこうしたほうが良いと判断したとか、あるいは外部からこういう指摘があったとか、そういった資料があるならば、それをもとに審議をしないと、我々と外部評価で別々な捉え方をしているのかとか、やはりそういったものを情報公開していただきながら、こういった決算特別委員会を開催、それをもって開催していくということが時系列として必要なわけなのですが、決算を所管している、今、中野出納局次長がお越しですけれども、その辺は時系列として適切な時期だと思いますか？

中野出納局次長(会計課長事務取扱) 決算の審議の流れを御説明させていただきます。5月末で28年度の出納が閉まります。そして、地方自治法に基づき、その時点から3カ月以内に会計管理者は知事に決算を調製したものを提出することになっております。知事はそれに監査委員の意見書を付けて議会に提出し、来年度の予算を協議する議会までに審査をしていただき認定を受ける形になっておりますので、9月議会に決算を調製したものを提出し、12月議会に認定をいただく形で今、進められておりますのが決算の状況でございます。

そこに、議員御指摘の、内部の評価や外部のアドバイザーの評価を反映するというところですけれども、出納局の地方自治法に基づく決算の流れと調整が図れ

るかどうかは、検討課題とさせていただきたいと思います。

塩野政策企画課長 申しわけございません。今後の流れでございますけれども、今……。

(「今後の流れなんてこと言ってるわけじゃないよ。決算だから」と呼ぶ者あり)

申しわけございません。評価の結果を公表するタイミングですけれども、昨年度もこのタイミングで評価結果を公表しておりますが、その評価結果を踏まえまして、各部局においては予算要求をいたしました。今後、その中身について査定の作業がございますけれども、その中で方向性を確定していくと。見直しの中には、当然、削減というものもございますけれども、拡充といった内容も見直しの中には含まれますので、そういった予算査定の中で見直しの方向性を固めた上で、最終結果につきましては、3月に公表していくという流れになりますことを御理解いただきたいと思います。

桜本委員

そういうことを言っているわけじゃなくて。我々の決算特別委員会というのは、その中で来年度の予算にも継続していくものも審査しているわけだから、この報告の中でも、88の事業の見直しを行い、ということが出ているわけだから、その部分については、この決算特別委員会に入る前に、拳証資料としてこういったものであるということは出すべきだっていうことを私は言っているわけですよ。その中でもし整合性がとれないのであれば、スケジュールをタイトにまとめて、そういった財政当局のスケジュールもあるかもしれないけれども、ここで議論を願うのであれば、そういったものをやはりここにスケジュールに合うように出すべきではということを行っているわけです。来年度の予算に向けて言っているわけではない。そのことについて、もう時間も時間ですから、次の審査のときにまた次長が出てくるわけですから、そのときにまた明確な方向を説明してください。それだけで結構です。

(11月16日の総括審査の際、資料が配付された。【資料「平成29年度行政評価及び公共施設評価の結果について」】)

以 上

決算特別委員長 河西 敏郎